

# ワールドパック 国内募集型企画旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行条件法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、パンフレットに記載する株式会社ツアー・ウェブ(観光庁長官登録旅行業第1665号)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)のコース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、標準旅行契約書(募集型企画旅行契約の部)及び出発日前にお渡りする最終日程表にります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 3. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- 当社は旅行、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受付けます。この場合、契約はお申込みの時点で成立しております。当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただく場合があります。
- 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第6項に定める旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

### 【お申込金(お一人様)】

- 旅行代金が2万円未満・・・5,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が5万円未満・・・10,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が10万円未満・・・20,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が10万円以上・・・旅行代金の20%以上旅行代金まで
- ※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。ローンをご利用の場合は異なります。
- お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
  - 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社が可能な合理的な範囲内でこれに応じます。医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事件関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
  - お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
  - お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るための必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわる一切の費用はお客様のご負担となります。
  - お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。お客様の都合および旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日等の連絡が必要です。
  - お客様が他のお客様の迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
  - 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。

## 4. 団体・グループ契約

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としてのお申込みから、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に關する一切の代理権を契約責任者が有するものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に無い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 申込条件

- お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社が可能な合理的な範囲内でこれに応じます。医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事件関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るための必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。お客様の都合および旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日等の連絡が必要です。
- お客様が他のお客様の迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、または不当な要求行為、取引に関与し脅迫的な行動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社が業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

## 6. 契約の成立

- 第3項(1)および(2)の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
- 第3項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様の旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- 第3項(4)の撤回で、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該申込みの撤回のご連絡がなく、かつ当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立するものとします。この場合、当社が既ににお預かりしているお預かり金は、この時点で正式に受理したものとみなします。当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代わさせていただきます。

## 7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に關する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
- 当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までににお渡しいたします。また、方法には、郵送、電子メール、インターネットでご案内を含みます。お渡し方法、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 8. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にあたる日より前にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 9. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金は、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約金」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

## 10. 旅行代金に含まれるもの

- 超過手荷物料金(各運送機関で定められた重量・容量・個数を超える分については)に限りません。
- クリーニング代、電話代、チップ、その他追加料等個人諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- 傷害、疾病に關する医療費
- 自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 手荷物の運搬料金  
お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お一人様20kg以内が原則となっており、ご利用等級や方面によって異なります)をご詳しくは担当者にお問い合わせください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が送付機関に委託手続きを代行するものです。
- パンフレットに記載の基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- オプションツアー(別塗料小旅行)の料金
- その他パンフレット等内で「〇〇料金」と称するもの

## 12. 追加代金および割引代金

- 第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合は除きます)  
ア 1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様)  
イ ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金  
ウ 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金  
エ ホテルの宿泊延長のための追加代金  
オ 航空会社指定をした場合の追加代金  
カ 航空座席のクラス変更に関する運賃差額  
キ その他パンフレット等で「〇〇追加代金」と称するもの。
- 第9項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます)

## 13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 14. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。  
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第13項にり旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用内容が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 15. お客様の責務

- お客様は、当社が承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができません。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ、1人あたり1万円の手続きをお支払いただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の責務をお断りする場合があります。
- 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものと、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に關する一切の権利および義務を継承することになります。

## 16. 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前  
①お客様が解除権  
ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。(お申出の期日より取消料の額に差が生じることもありますが、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください)  
イ 旅券・査証その他渡航手続き上の事由および各種ローンの取扱手続きにより、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。  
ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なく旅行契約を解除できます。  
a 第13項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項(旅旅保証)別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。  
b 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。  
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
d 当社がお客様に対し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。  
e 当社に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。  
ウ 当社は本項(1)①ア、イにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(申込金)から所定の取消料を差し引いた、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。

## 【取消料】

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰りにあてはって10日前まで)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

### 【宿泊のみのプランの場合】

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目に当たる日以降4日前まで	予約人員14名以下の場合は無料 予約人員15名以上の場合は旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降前日まで	旅行代金の20%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(注)上記2表の適用に当たって「旅行開始日」とは、別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けるとを開始した時」以降を指します。

- 日本発着時に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行でクルーズ約款を適用する旨の記載のあるコースは、当該旅行パンフレットに記載の取消料の旨の記載のあるコースは、当該旅行パンフレットに航空取消料(チャーター機)利用等の取消料

旅行契約の取消日(旅行開始日の前日から起算して)	取消料
60日前以降～31日前以前	旅行代金の20%
30日前以降～21日前以前	旅行代金の50%
20日前以降～4日前以前	旅行代金の80%
3日前以降	旅行代金の100%

### ②当社の解除権

- お客様が第8項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)①ア)に規定する取消料と同額の取消料をお支払いいただきます。イ 次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。  
a お客様が当社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
b お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。  
c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。  
d お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。  
e お客様の人数が募集広告等に記載した最少乗員人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に、お客様に旅行を中止する旨をご通知致します。  
f スキーを目的とする旅行における降雪量のお客の不届により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。  
g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に當る旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
h お客様が第5項11号から13号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、

ウ 当社は本項(1)②ア)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻いたします。

### (2)旅行開始後

- ①お客様の解除・払い戻し  
ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。  
イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当するものをお客様に払い戻いたします。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。
- ②当社の解除・払い戻し

- 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はおお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することがあります。  
a お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。  
b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。  
d お客様が第5項11号から13号までのいずれかに該当する事が判明した場合は、

- 解除の効果を払い戻し  
本項(2)②ア)に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既にお客様の負担または支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用が当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。  
ウ 本項(2)②ア)のa、cおよび当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るときの必要な手配をいたします。
- エ 当社が本項(2)②ア)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

- 旅行代金の払い戻しの期間  
当社は、第14項(旅行代金の額の変更)の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しについては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しについてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- (4)本項(3)の規定は、第20項(当社の責任)または第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。



